職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第二十九号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

正する。 職員の職の設置に関する規則 (昭和三十二年広島県規則第百七号)の一部を次のように改

別表第一号の表都市技術審議官の項を次のように改める。

術審議官	都市建築技	
	局	
築に関する事務を掌理する。	知事の命を受け、都市政策及び建	
応じ置く。	土木建築局に必要に	

表政策監の項の次に次のように加える。 別表第一号の表担当課長の項中「行政組織規則第三条に基づく機関」 を 課」 に改め、 同

	及び整理する。		長
応じ置く。	域等の指定に関する事務を総括し、		推進担当課
土木建築局に必要に	上司の命を受け、土砂災害警戒区	局	土砂法指定
応じ置く。	る事務を総括し、及び整理する。		進担当課長
危機管理監に必要に	上司の命を受け、減災対策に関す	局	減災対策推

別表第一号の表参事の項を次のように改める。

参事
局及び課
る。は課の事務を総括し、及び整理す上司の命を受け、命じられた局又
必要に応じ置く。

並びに行政組織規則」に改める。 術審議官」に改め、 働局イノベーション推進チーム」に改め、 別表第一号の表産業振興監の項中「商工労働局産業政策課及び次世代産業課」を「商工労 同表備考3中「及び行政組織規則」を「及びイノベーション推進チーム 同表備考2中「都市技術審議官」を「都市建築技

附則

この規則は、公布の日から施行する。